

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-11)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	総務課 農薬環境管理室		作成責任者名 (※記入は任意)	小森 繁(総務課長) 平澤 崇裕(環境管理 技術室長) 長坂 雄一(大気環境 課長) 山崎 寿之(国際協力 推進室長)			
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、全ての基準を設定する。				目標設定の 考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境 基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の 削減計画(平成24年8月) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9 月28日閣議決定) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和2年9月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度
1 ダイオキシン類排出総 量(g-TEQ/年)	-	-	176	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値 (※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測 定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出 量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度
2 水産動植物の被害防止 に係る登録基準の設定 及び設定不要と評価し た農薬数(累計)	-	-	583	H32年度	507	539	569	594	623	-	-	農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リ スクの低減に資することができるため、農薬登録基準の設定及び設定不要 と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は 生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において令和2年度ま でにすべての農薬有効成分について登録基準を設定することとしている。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	目標	目標年度					
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100	-	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年度 行政事業レビュー 事業番号
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度			
(1) 農薬登録基準等設定費 (平成17年度)	104 (100)	104 (106)	118 (106)	121	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:573 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。 	140
(2) ダイオキシン類 総合対策費 (平成12年度)	43 (42)	43 (42)	44 (44)	23	1, 3	<p><達成手段の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 ③ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る情報提供等を実施 <p><達成手段の目標></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②国内外における最新の知見の情報収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。 ③極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において関係者による精度管理水準の維持・向上に寄与する。 	141
施策の予算額・執行額	147 (142)	147 (148)	162 (150)	145	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第6節包括的な化学物質対策に関する取組 		